

指定可燃物について

わら製品、木毛などの物品で火災が発生した場合に燃焼が速いため、消火活動が著しく困難となるものを指定可燃物といいます。これらの物質を一定数量(下表の数量)以上保有し、指定可燃物となる場合、位置や構造、設備について市町村条例の規制を受けます。また、数量によっては所轄消防署への届出が必要となります。

※廃止する場合も同様に届出が必要です。

指定可燃物の指定数量

No.	物質名	指定可燃物となる数量	届出が必要な数量
1	綿花類	200 kg	1,000 kg
2	木毛及びかんなくず	400 kg	2,000 kg
3	ぼろ及び紙くず	1,000 kg	5,000 kg
4	糸類	1,000 kg	5,000 kg
5	わら類	1,000 kg	5,000 kg
6	再生資源燃料	1,000 kg	1,000 kg
7	可燃性固体類	3,000 kg	3,000 kg
8	石炭・木炭類	10,000 kg	50,000 kg
9	可燃性液体類	2 m ³	2 m ³
10	木材加工品及び木くず	10 m ³	50 m ³
11	合成樹脂類	発泡させたもの	20 m ³
		その他のもの	3,000 kg

備考

- 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第 48 号)第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの(1気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。)をいう。
 - ・引火点が 40 度以上 100 度未満のもの
 - ・引火点が 70 度以上 100 度未満のもの
 - ・引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの
 - ・引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの
- 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 可燃性液体類とは、法別表第1備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で1気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総

務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

届出様式は「統計・各種様式ダウンロード」⇒危険物関係からお願いします。

2.少量危険物・指定可燃物(貯蔵・取扱い)届出書、3.少量危険物・指定可燃物(貯蔵・取扱い)廃止届出書

※不明な点は消防署までお問い合わせください。